

沖縄県行政手続条例の一部を改正する条例

沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第35条）」とし、「第5章 処分等の求め（第36条）」を「第5章 処分等の求め（第36条—第37条）」とする。

第36条（第36条）に、「第5章 届出（第35条）」を「第6章 届出（第37条）」に、「第6章 雑則（第36条・第37条）」を「第7章 雑則（第38条・第39条）」に改める。

第2条第1項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第5章」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第37条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第35条を第37条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）

がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指

導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(沖縄県税条例の一部改正)

2 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

処分及び行政指導に関する手続について、県民の権利利益の保護の充実を図るため、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。